

(入札の公告)

第65条 契約担当者は、一般競争入札に付しようとするときは、その入札期日の前日から起算して、少なくとも10日前に新聞、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付しようとするとき、その他急を要するときは、その期間を5日までに短縮することができる。

(入札保証金)

第67条 契約担当者は、一般競争入札に加わろうとする者をして、その者の見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合には、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に消防組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 競争入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行しており、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 第60条第2項の規定は、契約担当者が入札保証金の納付に代えて担保を提供させる場合に準用する。